

議案第23号

三田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

三田市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月17日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市職員定数条例の一部を改正する条例

三田市職員定数条例（昭和41年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防本部及び消防署、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局、<u>水道事業並びに病院事業の事務部局</u>に常時勤務する者で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）による一般職に属する者をいう。</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>559人</u></p> <p>(2)～(10) 省略</p> <p>(11) <u>病院事業の事務部局の職員 475人</u></p> <p>2～3 省略</p>	<p>（定義）</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防本部及び消防署、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局<u>並びに水道事業の事務部局</u>に常時勤務する者で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）による一般職に属する者をいう。</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>599人</u></p> <p>(2)～(10) 省略</p> <p>2～3 省略</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。